

中小河川の洪水対策の予算の確保等を求める意見書

国は、昨年7月に発生した九州北部豪雨で中小河川が氾濫したことなど、近年の豪雨災害の特徴を踏まえ、同年9月に全国に約2万ある中小河川の緊急点検を実施した。その点検結果を踏まえ取りまとめられた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、中小河川の川底を掘削するなど、氾濫が繰り返されることを防止するハード面での対策を、約400の河川で実施することなどが盛り込まれている。

しかし、このプロジェクトはおよそ3年間の時限的措置であることに加え、掘削の対策箇所が、近年、洪水により被災し、再び氾濫することで重大な浸水被害が想定される箇所だけに限られているなど、課題も多い。

よって、政府においては、地方自治体が的確に中小河川を管理するために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、地方自治体の要望を踏まえ、平成30年度以降も十分な予算を確保すること。
- 2 現在限定されている掘削の対策箇所について、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟に対応できるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国が管理する河川の掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 当該プロジェクト終了後も、中小河川の掘削などが防災・減災対策において重要であることから、国の「防災・安全交付金」制度における恒久的な交付対象となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員